

○総務省告示第四百五十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

別表第五号第1中「第49条の6の3、」を削り、「若しくは毎秒3.6864メガチップ」を「の無線設備」に改め、同第1の4(1)中「第49条の6の3又は」を削り、同第1の5を次のように改める。

5 位置登録制御

(1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

(2) 無線設備規則第49条の6の5の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、この限りでない。

い。

別表第五号第1の9(1)中「第49条の6の3又は」を削り、同第1の8を次のように改める。

8 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

別表第五号第5中「のうち送信バースト長が5ミリ秒」を削る。